令和６年度第１回和光市環境審議会議事要録

日　　時：令和７年３月１４日（金）午後２時～午後３時
場　　所：市役所３階庁議室
出　席　者：秋葉会長、芳野副会長、岩村委員、田﨑委員、藤田委員、岡本委員、野口委員
　　柴田委員、峯岸委員
欠　席　者：新井委員
事　務　局：柴﨑市長
　　加山市民環境部長、福島環境課長、小賀坂主幹、小塚統括主査、中島
傍　聴　者：１名
次　　第：１　開会
　　２　議題
　　⑴　路上喫煙等禁止地区拡大について
　　⑵　第３次和光市環境基本計画中間見直しについて
　　３　報告事項
　　⑴　ゼロカーボンシティ宣言について
　　⑵　「路上喫煙等の防止に関する条例の一部改正について」の振り返りについて
　　⑶　地球温暖化対策啓発イベントについて
　　４　その他
　　５　閉会

１　開会

≪市長あいさつ≫

≪諮問書の交付≫

≪定足数の確認≫
　出席者は９名であり、委員総数（１０名）の半数以上の出席という会議開催定足数の条件を満たしていることを確認。

２　議題

（1）　路上喫煙等禁止地区拡大について

事務局説明
　令和６年７月１日施行の「路上喫煙等の防止に関する条例の一部改正」に基づき、現在、路上喫煙等防止の取り組みを広げるため、駅北側のゴルフ練習場周辺を新たに禁止地区として追加することを、令和７年９月施行を目途に進めています。このエリアは、以前から路上

喫煙や吸い殻のポイ捨てが多く見受けられ、市民からの苦情が寄せられている状況です。
　特に駅周辺は多くの人々が行き交う場所であり、通行者や周辺住民にとって快適な環境を維持するためには、喫煙行為の抑制が不可欠であると考えています。また、現在美化推進員が活動している区域外にもかかわらず、定期的に清掃活動を行っており、市民の健康や快適な生活環境を守るためにも、新たな禁止地区の設定は必要な措置であると考えています。
　禁止地区の設定に関する手続きについてですが、条例第８条に基づき、市長は特に必要があると認められる地区を路上喫煙禁止地区として指定することができます。禁止地区を新たに指定する場合、手続き上は市長が範囲を定めて告示すれば足りますが、実際には市長の諮問機関である環境審議会に対して諮問し、審議会での議論を経て指定することになります。
　なお、今後は市民への意見募集を経て、審議会スケジュールにありますとおり、令和 7 年６月に開催予定の審議会で答申いただく予定です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

野口委員
　先日の３月定例会において、市内全域にした場合、公設の喫煙所をもうけなければならないという答弁をしていたが、全域化する場合は公設の喫煙所をもうけなければならないという規定があるのか。
→（事務局）禁止地区を全域にしている先進自治体では、公共喫煙所を設けている。全域化する場合に公共喫煙所を設けなければならないという規定はない。

岩村委員
　禁止だけすると、隠れた場所で喫煙する懸念がある。今後、喫煙所を設けることも検討が必要ではないか。公園などで喫煙する恐れもあるが、公園は喫煙できるのか。
→（事務局）市内公園は禁煙となっている。

柴田委員
　今回拡大を検討している県道で、路上喫煙者を多く見る。

芳野委員
　現在、公共施設は全面禁煙となっているが、子どもたちが遊ぶような公園なども指定して、喫煙防止に努めていただきたい。

岩村委員
　罰則規定があるが、市民に周知されているか。
→（事務局）2,000 円の過料を規定しているが、実績はない。罰則による抑止力が重要かもしれないが、啓発活動等を通じて「喫煙マナーの向上」を図りたいと考えている。

野口委員
　３月定例会で昨年６月にキャンペーン活動を実施したと答弁していたが、具体的にどのようなことを行ったのか。

→（事務局）【報告事項（2）「路上喫煙等の防止に関する条例の一部改正について」の振り返りについて参照】

秋葉会長
市民の生活環境向上のため、今後も、禁止地域拡大を進めてもらいたい。

⑵　第３次和光市環境基本計画中間見直しについて

事務局説明
和光市では、「第 3 次和光市環境基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）」に基づき、環境施策を推進しております。この計画は、国や埼玉県の環境基本計画を考慮し、本市の関連計画との整合性を図ることを目的として策定されました。特に、長期的な展望に基づいて将来の環境像を示すことが重要であり、市民の皆様にとっても理解しやすい内容とすること、さらに本計画に掲げた望ましい環境像の実現によって SDGs（持続可能な開発目標）にも貢献できるよう努めてまいりました。
しかしながら、持続可能な社会の実現や気候変動への適応策、資源循環型社会の推進、生物多様性の保全、エネルギー効率の向上、市民参加型の環境施策など、環境問題に対する市民の関心や意識が高まっていることも事実です。このような状況を踏まえ、柔軟かつ迅速な対応が求められているため、来年度に基本計画の見直しを行うことといたします。
基本計画 4 頁に記載しておりますとおり、本計画の期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。ただし、必要が生じた場合及び 5 年を経過した時に中間見直しを行うと記載がございます。
国は「第六次環境基本計画」を策定し、環境、経済、社会の統合的向上を目指しています。この計画では、温室効果ガスの削減目標や持続可能な社会の実現に向けた具体的な施策が示されています。また、埼玉県においても「埼玉県環境基本計画（第 5 次）」を策定し、地域特性に応じた環境施策を展開しています。和光市としては、これらの国や県の計画を踏まえつつ、環境施策を展開することで、市民の皆様が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。
次に見直しの方法についてですが、和光市環境基本計画に基づき、「望ましい姿１」に関しては「和光市地球温暖化対策委員会（以下、温暖化委員会）」が、「望ましい姿２～４」については「和光市環境づくり市民会議（以下、市民会議）」がそれぞれの見直し案を意見・検討いただく役割を担います。これらの見直し案は、市長の諮問機関である「和光市環境審議会」に諮問され、専門的な意見を受けることで、より実効性のある政策を形成していくことを目指します。また、パブリック・コメントを実施し、その結果を最終見直し案に反映させます。
見直しの基本的な考え方としては、現行の実行計画は 69 の環境施策から構成されていますが、対象事業を精査し、最終的に 12 事業に絞り込みました。各種データは最新のものに改め、現状に即した施策を展開します。また、第 5 次和光市総合振興計画の中間見直しと整合を図り、他の個別計画とも連携を強化します。地球温暖化対策は国際的枠組みの中で進められ、日本は 2050 年までにカーボンニュートラルを目指しています。これに伴い、市の目

標値も見直し、「ゼロカーボンシティ宣言」などを含めた取り組みを強化します。さらに、情報発信や啓発活動を展開し、市民への情報提供や参加促進を通じて、環境意識の向上を図ります。

なお、本日は基本方針案に対するご意見を頂戴し、それをもとに審議会スケジュールにありますとおり、令和８年１月までに計画の中間見直し改訂版を策定し、審議会で最終的な答申をいただく予定です。

以上が、第３次和光市環境基本計画中間見直しの基本方針についての説明です。ご意見等、ご審議願います。

岩村委員

見直し方法に関して、温暖化委員会と市民会議で分けてしてしまうと、意見の漏れが生じないか。また、６９の実行計画を１２に絞ると１２に減らしたという印象を受け、ゼロカーボンシティ宣言から離れた計画とならないか。

→（事務局）

元々、望ましい姿１は、和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として環境基本計画とは別計画であった。第３次環境基本計画を策定する際に統合したが、地球温暖化対策（望ましい姿１）に関する評価や意見については温暖化委員会、望ましい姿２～４は市民会議から評価・提言をいただている。ただ、上記２つの会議体の在り方や計画の推進体制について、今後検討していく。

１２事業に絞ることについては、昨年度の環境審議会で、ご審議の上ご了承いただいた。法令等に基づき実施している事業や他計画に基づき実施している事業などを評価対象事業から除外することとした。

ゼロカーボンシティ宣言からかけ離れてしまうのではないかという懸念については、今回の中間見直しの中で、2030 年度までに 2013 年度比 30%削減としている目標値を見直していく。

柴田委員

計画を見直した際には、１２事業に絞った内容になるということか。

→（事務局）そのとおり

評価対象事業一覧（１２事業）だけを見ると、市の環境施策がこれだけなのかと思ってしまう。例えば、１２事業（評価対象事業一覧）の中に資源循環がないが、これは他計画があるから除外したということだが、市の全体像があって、他計画と環境基本計画がどの位置にあるのかを示した方がよい。市民にわかりやすいように策定していただきたい。

３　報告事項

(1)ゼロカーボンシティ宣言について

事務局説明

地球温暖化対策は、世界的な気候変動への対応が早急に求められており、国際社会ではパリ協定に基づき各国が二酸化炭素の削減目標を設定し、２０５０年までにカーボンニュート

ラルを達成することが掲げられています。
　日本国内においても政府は、「２０５０年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを宣言しており、環境省の公表では、令和６年１２月２７日現在で全国約１７００自治体のうち６割強の１１２７自治体において「カーボンニュートラル宣言」が行われております。
　県内では、６３市町村のうち約８割にあたる５０市町村で同様の宣言を行っており、埼玉県におきましてもカーボンニュートラルの推進が掲げられ、脱炭素社会の実現を目指し、県民、事業者に向けた様々な支援策や制度が展開されております。
　このような流れの中で当市としましても、第３次和光市環境基本計画内の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に二酸化炭素の削減を明記しており、計画の中間見直しを令和８年度に向かえる前に、脱炭素社会の実現に向けた取組みを明確にし、気候変動対策を加速させていく必要があることから、このタイミングで「ゼロカーボンシティ宣言」を行うものです。

野口委員
　朝霞市や志木市は宣言しているのか。
→（事務局）朝霞市はしていない。志木市は表明している。

岩村委員
　ゼロカーボンシティ宣言をするということは、二酸化炭素排量と吸収量をプラスマイナスゼロにするということだが、具体的にゼロになることを示せるのか。

秋葉会長
　国も２０５０年までにカーボンニュートラルを目指すと宣言しており、考えながら取り組みを進めているところである。

事務局
　環境省で公表している「令和３年度　自治体排出量カルテのＣＯ２排出量の現状把握」によると、和光市で排出しているＣＯ２のうち家庭部門が３３％、業務その他部門が３６％、運輸部門が２１％、産業部門７％、廃棄物分野が３％となっている。家庭部門でのＣＯ２排出量の多くを占めるものは「電気」となっている。家庭部門からのＣＯ２排出量を削減するために、省エネ家電等購入の補助金の導入などを検討している。
　業務部門においては、事業所との協力を得ながらゼロカーボンを推進したい。

岩村委員
　ゼロカーボンシティ宣言は、「達成宣言」ではなく、「これからやりましょう宣言」となっていて、ゼロカーボンを達成できるのか疑問だ。燃料電池や水素自動車の普及が進まなければ、車を完全にゼロカーボンにすることは達成できないし、全ての屋根を太陽光発電にするぐらいのことをしないと難しいのではないか。あらゆる事業所を巻き込んで取り組まないと、絵にかいた餅になってしまう。

野口委員
　ゼロカーボンシティとは、二酸化炭素の排出量と吸収量をプラスマイナスゼロにすることとを目標としている。都市部は吸収する森林がないが、どう対応するのか。
→（事務局）和光市と相互交流を行っている自治体の森林を保全するカーボンオフセット事業を考えている。

田﨑委員
　２０５０年までにゼロカーボンを目指す必要があることについて、勉強する機会が少ない。ゼロカーボンについて中期・長期的に考える必要があることを、背景などを含めてＨＰ等で周知していく必要があるのではないか。やらされていると思ってやるのではなく、面白いと思って取り組めるといい。

岩村委員
　宣言すると国からの補助金も受けやすいのか。
→（事務局）宣言した場合、環境省へ報告し、補助金も採択されやすくなる。
　和光市一丸となって、ゼロカーボンに向けて取り組んでいただきたい。

（2）「路上喫煙等の防止に関する条例の一部改正について」の振り返りについて
事務局説明
　条例改正の改正については、近年増加傾向にあった加熱式タバコや電子式タバコが規制の対象に加え、タバコの種類を問わず指導できるようにすること、喫煙マナーの向上や受動喫煙の配慮が図るものとすることであり、令和６年３月定例会で承認されました。その後、７月に施行までの間の周知期間において、市のホームページやデジタルサイネージ、ＳＮＳへの掲載を行い周知に努め、併せて、啓発用リーフレットを１０，０００枚作製し、市長をはじめ、職員並びに美化推進員による駅前街頭キャンペーンを実施しました。街頭キャンペーンは、和光市駅前で６月１７日から２８日の期間に、朝と夕方の通勤時間帯に計７回実施しました。駅利用者に直接リーフレットを手渡すことで、条例の趣旨を理解していただく良い機会となりました。
　施行日以降の状況について、喫煙者への注意指導件数を美化推進員に調査した結果、令和５年度が３９件であったのに対し、令和６年度の１月末時点で５５件と増加しています。これは、条例改正後に、使用している物がたばこに該当するかではなく、火を使わない「加熱式たばこ」やたばこの葉を使用しない「電子たばこ」を「喫煙という行為」に着目して、「喫煙マナーの向上」という観点から注意することができるようになったためです。
　今後は、諮問事項１でありました路上喫煙等禁止地区区域拡大を実施し、引き続き市民等のさらなる生活環境向上に向けて取り組んでまいります。

（3）地球温暖化対策啓発イベントについて
事務局説明
　　昨年１１月２３日、総合児童センターにてＳＤＧｓや地球温暖化対策の普及啓発を目的

としたイベントを開催し、当日は、９９名の方にご来場いただきました。イベントは、子どもたちを通じて各家庭への行動変容を促すことを目的としており、対象者を１８歳までの子どもとその保護者としました。内容といたしましては、チラシ・プログラムに記載されている３つのコンテンツを用意し、本日ご出席いただいております、理化学研究所様や和光自然環境を守る会会長の峯岸様にもご協力いただき、多様な学習の場を提供することができました。当日実施したアンケート結果からは、イベント全体について「楽しかった」「次回もまた参加したい」といった多くの声をいただいており、子どもたちを通じて周知していくという手法が効果的であると感じております。

今後も、普及啓発に向けたイベントを実施したいと考えております。

４　その他

芳野委員

市の二酸化炭素排出統計資料を用意していただきたい。

事務局

次回審議会は６月頃を予定

５　閉会

≪閉会あいさつ≫